

《山梨県私立高等学校等授業料減免事業費補助金》 子育て費用の負担を軽減します！

山梨県は、授業料の減免について年収590万円以上910万円未満の多子世帯（第3子以降）を対象に独自に支援します。

■ 対象となる方（世帯）

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- 生徒が山梨県内の私立高等学校等に在学しており、就学支援金の対象となっていること
- 保護者が山梨県内に住所を有していること
- 保護者の年収の合計が590万円以上910万円未満程度
（判定額^(※)が154,500円以上304,200円未満）相当であること

※ 判定額は次の計算式により算出します。（保護者等の合計額）
〔市町村民税の所得割の課税標準額×6%－調整控除の額〕

■ 減免決定方法、提出書類

就学支援金の対象となっている生徒のうち、第3子以降の生徒であることを確認のうえ、減免を決定します。

■ 提出書類】 対象者は「戸籍謄本」（世帯全員が入ったもの）を提出

■ 提出時期 毎年10月頃

■ 書類提出先 各学校の担当者

■ 補助額（児童生徒1人あたり）

世帯年収の目安	補助金限度額	
590万円以上910万円未満 （保護者が県内在住の 多子世帯の第3子以降）	全日制	<u>277,200円</u> (396,000円(※1)と118,800円(※2)との差額)
	通信制	<u>178,200円</u> (297,000円(※1)と118,800円(※2)との差額)
	通信制 (単位制)	<u>1単位:7,218円</u> (1単位:12,030円(※1)と1単位:4,812円(※2)との差額。ただし、年間30単位、通算74単位を限度)

※1 世帯年収590万円未満の世帯に係る就学支援金の額

※2 世帯年収590万円以上910万円未満の世帯に係る就学支援金の額

◆ 問い合わせ先

山梨県総合県民支援局まなび支援課私学振興担当

〒400-8501 甲府市丸の内1丁目6番1号 〔電話〕055(223)1322